

使用料等見直しに関する基本方針  
(素案)

和光市

平成26年 月

— 目 次 —

1	はじめに	1
2	行政コストの設定	2
3	公共施設の性質的分類と利用者負担割合の設定	4
4	使用料等の算定方法	6
5	対象公共施設	7
6	市外利用者割増率の変更	8
7	朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用	9
8	利用者負担の徹底及び減免対象の整備	9

各施設一覧

1	市民文化センター	11
2	地域福祉センター	13
3	白子宿地域センター	14
4	新倉北地域センター	15
5	本町地域センター	16
6	南地域センター	17
7	向山地域センター	18
8	城山地域センター	19
9	吹上コミュニティセンター	20
10	牛房コミュニティセンター	21
11	新倉コミュニティセンター	22
12	白子コミュニティセンター	23
13	勤労福祉センター	24
14	総合体育館	25
15	学校運動場夜間照明施設	26
16	運動場	27
17	武道館	28
18	坂下庭球場	28
19	中央公民館	29
20	坂下公民館	31
21	南公民館	32

資料

行政コスト・使用料等収入一覧	33
----------------	----

## 1 はじめに

当市における公共施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」といいます。）は、長い間、見直しが行われず、多くの公共施設において開設当時に設定された額であったことから、「使用料見直しに関する基本方針」を定め、平成19年度と平成20年度の2か年をかけて統一した基準による抜本的な見直しを行い、平成21年4月1日から現在の使用料等の額（一部の使用料等の額は、平成26年4月の消費税率の引き上げに伴う増額をしています。）となっています。

使用料等の見直しについては、平成24年度に制定された和光市健全な財政運営に関する条例第10条において「市は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担の関係を考慮し、定期的に見直しを行わなければならない。」と定められており、市は、使用料等の算定根拠となる施設の維持管理費などの行政コストの変動に合わせて、常に使用料等が適正な額となるように見直すことが義務付けられています。

そこで、前回の見直しから5年以上が経過しており、その間の行政コストの変動、社会経済状況の変化などに対応するため、本年度において、改めて「使用料等見直しに関する基本方針」を策定し、公共施設の使用料等について見直しを行います。

今回の使用料等の見直しは、原則として、平成20年5月に策定した「使用料見直しに関する基本方針」において示された「行政コスト」、「施設の性質的分類」、「利用者負担割合」、「使用料の算定方法」などの考え方を踏襲して行うこととしますが、さらなる負担の公平性の徹底と市民利用の促進を図るため一部の考え方については修正を加えることとします。

今回の使用料等の見直しのポイントは、次のとおりです。

- ・行政コストの変動への対応
- ・使用料等の算定額の端数計算の見直し（100円単位から10円単位へ）
- ・市外利用者割増率の変更（50%から100%へ）
- ・朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用

## 2 行政コストの設定

使用料等は、「公共施設」を利用する際にその利用の対価として徴収するもので、徴収した使用料等は公共施設の運営経費に充てられます。公共施設の運営経費には、公共施設の取得に起因する「土地取得費」、「建築費」、「償還利子」、公共施設の管理運営に起因する「直接人件費」、「間接人件費」、「維持管理費」、また、将来的な公共施設の保全に起因する「大規模修繕費」などがあります。

本来、これらの経費の全てを行政コストとして計上して使用料等の額を定め、使用料等の収入により公共施設を運営することが望ましいところですが、その場合、使用料等が高額になり、利用者に過度の負担が生じるため施設の利用率が低下するおそれがあります。また、市には行政の役割として、住民の福祉を増進するため公共施設を設置することが求められています。特に幅広い市民が利用する公共施設は、誰もが利用できるものであり、有事の際には避難所として活用するなど「市民全体の財産」として位置付けられるものです。そこで、公共施設の取得に起因する経費については、利用者に負担を求めるのではなく、税金（市民全体）による負担とすることとします。また、公共施設の保全に起因する「大規模修繕費」については、これから予定されている公共施設の再編の取組により、和光市における今後の公共施設の存廃等の方向性が決定した後で、対象となる公共施設を、その施設の保全に係る費用を行政コストに含めて、改めて使用料等の見直しを実施します。

そのため、今回の使用料等の見直しでは、公共施設の管理運営に起因する「直接人件費」、「間接人件費」、「維持管理費」を行政コストとして計上することとします。これらの費用の計上に当たっては、過去3か年（平成23年度、24年度、25年度）の平均数値を使用し、平準化を図ります。なお、平成26年度からの消費税率の引き上げに対応するため、消費税の対象となる「維持管理費」については、1.05で除したものに1.08を乗じて得た数値を使用します。

## (1) 直接人件費

施設の貸出し、維持管理に際し発生する直接的な人件費を算出します。算出に当たっては、予算における人件費の全額ではなく、貸出業務、維持管理等に係る人件費のみを対象とします。申請の受付・許可に関する事務、施設の点検、その他維持管理の事務について、仕事量から職員数を求め、人件費を算出します。

$$\text{直接人件費} = (\text{正規職員数} \times \text{平均給与}) + (\text{臨時職員数} \times \text{平均給与})$$

## (2) 間接人件費

施設の貸出し、維持管理に際し発生する間接的な人件費を算出します。施設に職員が配置されておらず、予算に人件費が計上されていない施設でも、申請の受付・許可、使用料の徴収、光熱水費の支払い、点検・修繕、連絡調整、その他維持管理に関する事務が発生し、各施設や市役所において所管課の職員が対応している場合があるためです。これらは、施設の管理運営に起因する経費として捉えることができるため、(1)と同様に仕事量から職員数を求め、人件費を算出します。

$$\text{間接人件費} = (\text{正規職員数} \times \text{平均給与}) + (\text{臨時職員数} \times \text{平均給与})$$

## (3) 維持管理費

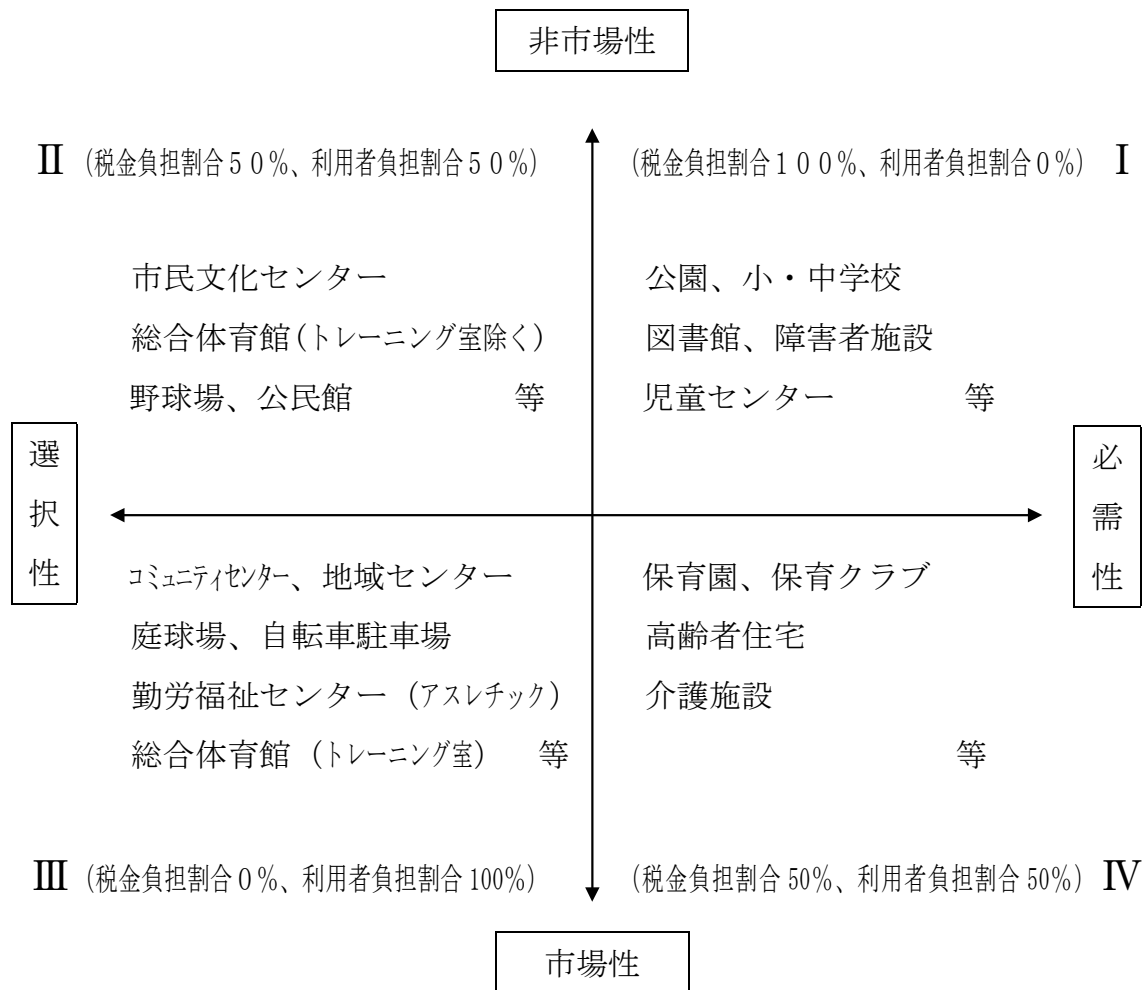
施設の維持管理及び施設の貸出業務に必要な費用（以下「維持管理費」といいます。）を算出します。具体的には、需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料など）、役務費（通信運搬費、保険料など）、委託料（指定管理料、施設運営委託料、清掃委託料、保守点検委託料など）等です。なお、公共施設用地の土地賃借料、施設整備に係る備品の購入費は、施設の取得に起因する経費と同様の考え方から、施設の改修工事は、将来的な公共施設の保全に起因する経費と同様の考え方から、それぞれ維持管理費の対象外とします。

なお、指定管理者制度を導入している施設では、施設を利用した対価として利用者が支払う利用料金を指定管理者の収入としており、指定管理者は、この利用料金と市が支払う指定管理料によって、維持管理費を賄うこととなっています。この場合、市の歳入歳出決算書には、施設の維持管理に関する委託料として指定管理料だけが記載されていますが、実際に指定管理者が受託した施設の維持管理に要した経費の額は、決算書に記載された指定管理料の額だけではなく、利用料金収入で賄っている部分の経費を加算した額となります。このことから、指定管理者制度を導入している施設の委託料については、指定管理者から提出された収支報告書に基づき、指定管理者が施設の維持管理に当たって実際に要した経費の額とします。

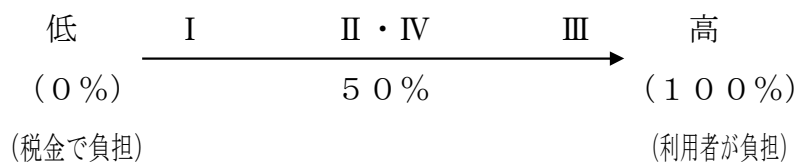
### 3 公共施設の性質的分類と利用者負担割合の設定

使用料等の算定に当たっては、公共施設をその設置目的及び性質から分類し、利用者の負担割合をそれぞれ設定することとします。分類は、「必需性」、「選択性」、「非市場性」、「市場性」の4つの視点から行います。

- I 市民生活に欠かせないもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの
- II 一定の公共性（公益性）の基に特定の団体等が利用する施設で、民間による提供が難しいもの
- III 一定の公共性（公益性）の基に特定の団体等が利用する施設で、民間による提供が可能なもの、又は提供されているもの
- IV 市民生活に欠かせないもので、民間による提供が可能なもの、又は提供されているもの



この分類から、利用者負担割合の考え方は、次のようになります。見直しにあたり、対象施設ごとに利用者負担割合を設定します。（詳細は「5 対象公共施設」参照）



#### 4 使用料等の算定方法

行政コストの明確化、利用者負担割合の設定等の考え方にに基づき、会議室などの「貸館施設」、総合体育館のトレーニング室などの「個人利用施設」の2つに分類しながら、原則として算定方法を統一します。

$$\text{【貸館施設】} \quad \text{使用料等} = \text{行政コスト} \div \text{施設貸出面積合計} \div \text{年間使用可能時間} \\ \times \text{利用者負担割合} \times \text{部屋面積} \times \text{貸出時間}$$

$$\text{【個人利用施設】} \quad \text{使用料等} = \text{行政コスト} \div \text{年間利用定員} \times \text{利用者負担割合}$$

上記の算定方法によりそれぞれの施設の1時間（1回）当たりの算定額を求め、その算定額を基に1時間（1回）当たりの使用料等を算出します。さらに、利用区分が複数時間で設定されている施設については、1時間（1回）当たりの使用料等に利用区分の時間数を乗じて、1利用区分当たりの使用料等を算出します。

1時間（1回）当たりの使用料等の算出に当たっては、1時間（1回）当たりの算定額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、1時間（1回）当たりの算定額が100円に満たないときは100円とします。

なお、上記の算定方法により求めた1時間（1回）当たりの使用料等の額と、現在の使用料等との間に著しい乖離が生じた場合は、利用者の急激な負担の増加と施設使用率の低下を防ぐため、1時間（1回）当たりの使用料等は、現在の使用料等の25%を増額の上限とします。ただし、現在の使用料等が1,000円未満のものについては50%、200円未満のものについては100%を増額の上限とします。

また、公民館については、前回の見直しと同様に他の部屋との均衡を図るため、300㎡以上の体育室と講堂の使用料に上限を設定します。

施設内に貸館施設と個人利用施設がある総合体育館、勤労福祉センターについては、施設の総面積に対する貸館施設と個人利用施設の面積割合を算出し、行政コストを面積割合で案分した上で、上記の算定方法により利用料金を算出しています。



また、これまで使用料等の設定に当たっては、1回当たりの利用時間の単位を条例で定め、1利用単位を午前、午後、夜間、又は2時間、3時間などと区分してきましたが、指定管理者制度を導入している市民文化センター、総合体育館、勤労福祉センターの利用料金については、より効果的かつ効率的な運用を図るため、指定管理者に利用時間の単位を定める裁量を付与し、市が定める条例では各施設の1時間当たりの利用料金の上限額を規定するにとどめることとします。

## 5 対象公共施設

これまでの考え方にに基づき、見直しの対象となる公共施設は、次のとおりです。また、「3 公共施設の性質的分類と利用者負担割合の設定」で述べた分類及び利用者負担割合も併せて示します。

なお、使用料等の算定に国等の基準があるもの（行政財産使用料など）、企業会計によるもの（水道料金、下水道使用料など）、所得に応じたもの（高齢者住宅使用料など）、特殊なもの（市役所駐車場使用料など）については、施設の設置目的・特性等から使用料等算定の方法等の考え方が異なるため、対象外としました。また、児童センターのプールは利用が停止されていることから、自転車駐車場は個別に見直しが行われることから、それぞれ今回の見直しの対象外としました。

	施設名	所管課	分類	利用者負担割合
1	市民文化センター	人権文化課	Ⅱ	50%
2	総合福祉会館（地域福祉センター）	社会福祉課	Ⅲ	100%
3	白子宿地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
4	新倉北地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
5	本町地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
6	南地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
7	向山地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%

8	城山地域センター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
9	吹上コミュニティセンター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
10	牛房コミュニティセンター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
11	新倉コミュニティセンター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
12	白子コミュニティセンター	市民活動推進課	Ⅲ	100%
13	勤労福祉センター（アリーナ等）	産業支援課	Ⅱ	50%
	勤労福祉センター（アスレチックルーム）		Ⅲ	100%
14	総合体育館（アリーナ等）	スポーツ青少年課	Ⅱ	50%
	総合体育館（トレーニング室、ランニングコース）		Ⅲ	100%
15	学校運動場夜間照明施設	スポーツ青少年課	Ⅱ	50%
16	運動場（野球場）	スポーツ青少年課	Ⅱ	50%
	運動場（庭球場等）		Ⅲ	100%
17	武道館	スポーツ青少年課	Ⅱ	50%
18	坂下庭球場	スポーツ青少年課	Ⅲ	100%
19	中央公民館	生涯学習課	Ⅱ	50%
20	坂下公民館	生涯学習課	Ⅱ	50%
21	南公民館	生涯学習課	Ⅱ	50%

なお、各公共施設の附属設備や備品等の料金については、購入額や利用頻度などを考慮しなければならぬため、今回の見直しの対象外とします。

## 6 市外利用者割増率の変更

「2 行政コストの設定」において、利用者が使用料等として負担する行政コストの範囲を「公共施設の管理運営に起因する経費」としましたが、「公共施設の取得に起因する経費」は、税金による負担としました。そのため、税金を負担し、かつ、利用する際に使用料等を負担する市民利用者と、使用料等だけを負担する市外利用者との「負担の公平性」を確保するため、市外利用者割増率を設定し、市外料金を設定しています。

現在、多くの公共施設において、市外利用者割増率は50%に設定されていますが、別表「行政コスト・使用料収入一覧」に示されるとおり、行政コストに対する使用料等の割合は低く、公共施設の運営は市民が負担する「税金」で賄われています。

このことから、公共施設の利用に当たって、税金と使用料等を負担している市民利用者と使用料等だけを負担する市外利用者との「負担の公平性」の徹底と市民利用の促進を図るため、市外利用者割増率を100%に変更します。

## 7 朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用

これまで広域行政の観点から「朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者」については、市外利用者割増率を適用していませんでしたが、既に、朝霞市、志木市、新座市において、各市の公共施設を和光市民が利用する場合には市外料金が適用されていることから、今回の見直しにより、和光市においても市外利用者割増率を適用することとします。

## 8 利用者負担の徹底及び減免対象の整備

「利用者負担の徹底」及び「減免対象の整備」については、使用料等の見直しにおいて優先して解決すべき課題ですが、これらの課題は施設の存続を前提として利用者に適正な負担を求めるものであり、利用者負担や減免対象を見直すためには、行政コストだけでなく、施設に係る土地賃借料、修繕・建替えに係る費用の額など施設を維持していくため必要となる全ての経費の見込額と財政推計により施設維持管理費を含む投資的支出予算の今後の見通しを示した上で、現在の使用料等の額や減免対象では今後も既存の施設を維持していくことが困難であること、また、施設を維持する場合には相応の利用者負担が必要になることを理解していただき、公共施設の存廃等の方向性を決定する公共施設の再編の取組を行う必要があります。

和光市においても、この先公共施設の再編の取組を予定していますが、施設の存続が不明確な現状において利用者負担や減免対象を見直すことは、施設がこの先も存続するとの誤解を与え、または、利用者に過度の負担が生じる可能性があります。そのため、「利用者負担の徹底」と「減免対象の整備」については、公共施設の再編を行い、今後とも維持することとなった施設を対象に改めて行う使用料等の見直しにおいて取り組むこととし、今回の見直しでは対象外とします。

1 市民文化センター

(1) 施設利用状況

稼働率	31.06%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト D(=B+C)	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	利用者負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り利用料金
大ホール	1,896.00	3,279.00	3,020,000	252,422,103	255,442,103	3,872	20.119432	50%	19,073.22	19,070
小ホール	445.00								4,476.57	4,470
リハーサル室	64.00								643.82	640
練習室(洋)	43.00								432.57	430
練習室(和)	60.00								603.58	600
大ホール楽屋1	20.00								201.19	200
大ホール楽屋2	30.00								301.79	300
大ホール楽屋3	45.00								452.69	450
大ホール楽屋4	45.00								452.69	450
大ホール楽屋事務室	16.00								160.96	160
大ホール主催者控室	12.00								120.72	120
小ホール楽屋1	18.00								181.07	180
小ホール楽屋2	52.00								523.11	520
小ホール主催者控室	12.00								120.72	120
企画展示室	187.00								1,881.17	1,880
展示ホール	240.00								2,414.33	2,410
会議室A	47.00								472.81	470
会議室B	47.00	472.81	470							

(3) 利用料金

施設名	区分	1時間当り 利用料金
大ホール	平日	15,035
	改正金額	18,790
	土曜日、日曜日及び休日	18,793
	改正金額	23,480
小ホール	平日	3,429
	改正金額	4,280
	土曜日、日曜日、休日	4,272
	改正金額	5,090
リハーサル室	/	615
	改正金額	640

施設名	区分	1時間当り 利用料金	
練習室(洋)	/	410	
	改正金額	430	
練習室(和)	/	410	
	改正金額	600	
大ホール附属室	楽屋1	/	102
		改正金額	200
	楽屋2	/	205
		改正金額	300
	楽屋3	/	307
		改正金額	450

施設名		区分	1時間当り 利用料金
大ホール附 属室	楽屋4	/	307
		改正金額	450
	楽屋事務室	/	102
		改正金額	160
	主催者控室	/	102
改正金額		120	
小ホール附 属室	楽屋1	/	102
		改正金額	180
	楽屋2	/	410
		改正金額	520

施設名		区分	1時間当り 利用料金
小ホール附 属室	主催者控室	/	102
		改正金額	120
諸室	企画展示室	/	1,419
		改正金額	1,770
	展示ホール	/	635
		改正金額	950
	会議室A	/	307
		改正金額	460
会議室B	/	307	
	改正金額	460	

※ 大ホールの「土日祝日」は「平日」の25%増とし、小ホールの「土日祝日」は「平日」に818円（現行で平日料金に1利用区分当たり3,000円を加算しているため、3利用区分の加算金額9,000円を1日当たりの使用可能時間で除した金額）を加算した額とする。

※ 条例では、施設ごとの1時間当たりの利用料金の上限額を定めることとし、効果的で効率的な運用を図ることを目的に利用区分の設定は、指定管理者の裁量とする。

※ 現行の1時間当たりの利用料金は、現行の全日料金を11（午前+午後+夜間の利用時間）で除して算定した。

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された利用料金。

#### (4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者（市内に住所又は所在地を有していない個人又は団体）が利用し、又は市民以外を主たる対象として利用する場合に適用する。

ただし、次の場合は、適用しない。

- ・ 公用又は公共的事業での利用
- ・ 営利等利用による加算と重複する場合
- ・ 朝霞市、志木市又は新座市に居住する者が利用する場合



改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者（市内に住所又は所在地を有していない個人又は団体）が利用し、又は市民以外を主たる対象として利用する場合に適用する。

ただし、次の場合は、適用しない。

- ・ 公用又は公共的事業での利用
- ・ 営利等利用による加算と重複する場合

2 地域福祉センター

(1) 施設利用状況

稼働率	44.48%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト D(=B+C)	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	利用者負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
会議室1	94.50	683.70	1,206,666	20,594,998	21,801,664	3,912	8.151269	100%	770.29	770
会議室2	94.50								770.29	770
会議室3	47.25								385.15	380
プレイルーム1	93.75								764.18	760
プレイルーム2	93.75								764.18	760
調理室	47.25								385.15	380
創作室	47.25								385.15	380
防音室	47.25								385.15	380
和室	47.25								385.15	380
保育室	47.25								385.15	380
相談室	23.70								193.19	190

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料			
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:30	全日 9:00~21:30
		会議室1	2,460	3,290	4,110
	改正金額	2,310	3,080	3,080	8,470
会議室2	2,460	3,290	4,110	9,860	
	改正金額	2,310	3,080	3,080	8,470
会議室3	1,230	1,640	2,050	4,920	
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180
プレイルーム1	2,460	3,290	4,110	9,860	
	改正金額	2,280	3,040	3,040	8,360
プレイルーム2	2,460	3,290	4,110	9,860	
	改正金額	2,280	3,040	3,040	8,360
調理室	1,640	2,260	2,670	6,570	
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180
創作室	1,640	2,260	2,670	6,570	
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180
防音室	1,640	2,260	2,670	6,570	
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180
和室	1,230	1,640	2,050	4,920	
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180

保育室		1,230	1,640	2,050	4,920
	改正金額	1,140	1,520	1,520	4,180
相談室		410	510	610	1,530
	改正金額	570	760	760	2,090

(4) 市外料金

現行

登録団体（市内に居住し、又は勤務する者で構成され登録された団体）は無料。⇒ 現行どおり  
登録団体以外の者が使用する場合は、表に定める使用料を徴収する。

3 白子宿地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	5.74%
-----	-------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
多目的室	39.69	85.05	1,787.49	623,333	2,844,740	3,468,073	58,884,220	4,667	7.058583	100%	280.16	280
広間	32.40										228.70	220
和室	12.96										91.48	100

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
多目的室		200	2,260
	改正金額	280	3,080
広間		200	2,260
	改正金額	220	2,420
和室		100	1,130
	改正金額	100	1,100

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。⇒

- ・市内に勤務し、又は通学する者
- ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者

改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務し、又は通学する者



4 新倉北地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	36.82%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
和室1	36.80	198.84	1,787.49	623,333	4,123,336	4,746,669	58,884,220	4,667	7.058583	100%	259.76	250
和室2	36.80										259.76	250
会議室	63.24										446.38	440
多目的室	62.00										437.63	430

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
和室1	/	200	2,260
	改正金額	250	2,750
和室2	/	200	2,260
	改正金額	250	2,750
会議室	/	300	3,390
	改正金額	440	4,840
多目的室	/	300	3,390
	改正金額	430	4,730

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 白子宿地域センターと同じ

5 本町地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	35.23%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
和室1	20.00	156.00	1,787.49	623,333	6,209,813	6,833,146	58,884,220	4,667	7.058583	100%	141.17	140
和室2	19.00										134.11	130
和室3	39.00										275.28	270
会議室1	20.00										141.17	140
会議室2	19.00										134.11	130
会議室3	39.00										275.28	270

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
		和室1	100
	改正金額	140	1,540
和室2	100	1,130	
	改正金額	130	1,430
和室3	200	2,260	
	改正金額	270	2,970
会議室1	100	1,130	
	改正金額	140	1,540
会議室2	100	1,130	
	改正金額	130	1,430
会議室3	200	2,260	
	改正金額	270	2,970

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 白子宿地域センターと同じ

6 南地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	20.72%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
多目的室1	31.50	149.40	1,787.49	623,333	4,562,995	5,186,328	58,884,220	4,667	7.058583	100%	222.35	220
多目的室2	33.50										236.46	230
和室1	31.79										224.39	220
和室2	34.76										245.36	240
会議室	17.85										126.00	120

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
		多目的室1	200
	改正金額	220	2,420
多目的室2	200	2,260	
	改正金額	230	2,530
和室1	200	2,260	
	改正金額	220	2,420
和室2	200	2,260	
	改正金額	240	2,640
会議室	100	1,130	
	改正金額	120	1,320

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 白子宿地域センターと同じ

7 向山地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	21.16%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
多目的室1	33.00	157.00	1,787.49	623,333	4,776,011	5,399,344	58,884,220	4,667	7.058583	100%	232.93	230
多目的室2	30.00										211.76	210
和室1	37.00										261.17	260
和室2	37.00										261.17	260
会議室	20.00										141.17	140

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
多目的室1	/	200	2,260
	改正金額	230	2,530
多目的室2	/	200	2,260
	改正金額	210	2,310
和室1	/	200	2,260
	改正金額	260	2,860
和室2	/	200	2,260
	改正金額	260	2,860
会議室	/	100	1,130
	改正金額	140	1,540

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 白子宿地域センターと同じ

8 城山地域センター

(1) 施設利用状況

稼働率	9.54%
-----	-------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
集会室1	38.00	78.00	1,787.49	623,333	2,184,071	2,807,404	58,884,220	4,667	7.058583	100%	268.23	260
集会室2	28.00										197.64	190
会議室	12.00										84.70	100

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料	
		9時～22時 1時間	全日
		集会室1	300
	改正金額	260	2,860
集会室2	200	2,260	
	改正金額	190	2,090
会議室	100	1,130	
	改正金額	100	1,100

※ 全日の使用料は、各施設を11時間使用した場合の額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 白子宿地域センターと同じ

9 吹上コミュニティセンター

(1) 施設利用状況

稼働率	15.88%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
ホール	96.90	288.60	1,787.49	623,333	7,175,345	7,798,678	58,884,220	3,382	9.740510	100%	943.86	940
会議室	75.70										737.36	730
和室	56.60										551.31	550
小会議室	15.10										147.08	140
料理実習室	44.30										431.50	430

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
ホール	/	2,360	3,180	3,800	9,340
	改正金額	2,820	3,760	3,760	10,340
会議室	/	1,850	2,460	2,870	7,180
	改正金額	2,190	2,920	2,920	8,030
和室	/	1,330	1,850	2,160	5,340
	改正金額	1,650	2,200	2,200	6,050
小会議室	/	300	410	510	1,220
	改正金額	420	560	560	1,540
料理実習室	/	1,430	1,950	2,260	5,640
	改正金額	1,290	1,720	1,720	4,730

※ 全日の使用料は、午前、午後及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務する者
- ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務する者



改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務する者

10 牛房コミュニティセンター

(1) 施設利用状況

稼働率	34.72%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
ホール	110.40	194.10	1,787.49	623,333	6,378,539	7,001,872	58,884,220	3,382	9.740510	100%	1,075.35	1,070
広間	48.60										473.39	470
和室	16.20										157.80	150
会議室	18.90										184.10	180

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
ホール	/	2,050	2,770	3,290	8,110
	改正金額	2,560	3,460	4,110	10,130
広間	/	1,330	1,850	2,160	5,340
	改正金額	1,410	1,880	1,880	5,170
和室	/	300	510	610	1,420
	改正金額	450	600	600	1,650
会議室	/	300	410	510	1,220
	改正金額	450	610	720	1,780

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。ただし、全日の使用料は、午前、午後及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 吹上コミュニティセンターと同じ

1.1 新倉コミュニティセンター

(1) 施設利用状況

稼働率	36.93%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
多目的ホール	94.00	169.50	1,787.49	623,333	6,142,485	6,765,818	58,884,220	3,382	9.740510	100%	915.61	910
和室	75.50										735.41	730

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料			
		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 5時30分～9時30分	全日 9時～21時30分
		多目的ホール	2,360	3,180	3,800
	改正金額	2,730	3,640	3,640	10,010
和室	1,230	1,740	2,050	5,020	
	改正金額	1,530	2,170	2,560	6,260

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。ただし、全日の使用料は、午前、午後及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 吹上コミュニティセンターと同じ



1 2 白子コミュニティセンター

(1) 施設利用状況

稼働率	20.30%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	10館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	10館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
展示室	52.00	311.00	1,787.49	623,333	8,253,555	8,876,888	58,884,220	3,382	9.740510	100%	506.51	500
和室(A)	106.00										1,032.49	1,030
和室(B)	29.00										282.47	280
会議室	17.00										165.59	160
視聴覚室(A)	59.00										574.69	570
視聴覚室(B)	29.00										282.47	280
調理室	19.00										185.07	180

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、地域センターとコミュニティセンターは、10施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名	区分 利用区分/利用時間	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時30分	9時～21時30分
展示室	/	1,130	1,540	1,540	4,210
	改正金額	1,410	1,920	1,920	5,250
和室(A)	/	2,460	3,290	3,290	9,040
	改正金額	3,070	4,110	4,110	11,290
和室(B)	/	610	820	820	2,250
	改正金額	840	1,120	1,120	3,080
会議室	/	300	510	510	1,320
	改正金額	450	640	640	1,730
視聴覚室(A)	/	1,330	1,850	1,850	5,030
	改正金額	1,660	2,280	2,280	6,220
視聴覚室(B)	/	610	820	820	2,250
	改正金額	840	1,120	1,120	3,080
調理室	/	410	510	510	1,430
	改正金額	540	720	720	1,980

※ 改正金額は、現行の25%増(現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増)を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。ただし、全日の使用料は、午前、午後及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 吹上コミュニティセンターと同じ

1.3 勤労福祉センター

(1) 施設利用状況

・貸館施設

稼働率	10.13%
-----	--------

・個人利用施設

稼働率	54.19%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 A	貸出面積合計 B	割合 C(A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間利用定員 H	負担割合 I	1回当り算定額 G÷H×I	1回当り利用料金
アスレチックルーム	185.00	610.10	30.32%	2,413,333	49,100,861	51,514,194	15,619,104	41,670	100%	374.83	370

※ 年間利用定員は、施設の定員×年間使用可能時間÷施設の利用単位の時間数で算出した。

区分	部屋面積 a	貸館部分面積 A	貸出面積合計 B	割合 C(A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間使用可能時間 H	1㎡1時間当りコスト I(=G÷A÷H)	負担割合 J	1時間当り算定額 I×J×a	1時間当り利用料金
アリーナ	185.00	425.10	610.10	69.68%	2,413,333	49,100,861	51,514,194	35,895,090	4,167	20.263779	50%	1,874.40	1,870
会議室 和室A	52.00											526.86	520
会議室 和室B	37.10											375.89	370
会議室 洋室A	80.00											810.55	810
会議室 洋室B	71.00											719.36	710

(3) 利用料金

・貸館施設

施設名	1時間
アリーナ	1,020
その他	1,540
会議室	
和室A	510
和室B	410
洋室A	710
洋室B	710



施設名	改正金額
アリーナ	1,270
その他	1,900
会議室	
和室A	520
和室B	370
洋室A	810
洋室B	710

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された利用料金。

※ 現行と同様に、アリーナの「その他」の利用料金は、「アマチュア」の50%増とする。

・個人利用施設

区分	1時間当り利用料金(現行)	改正金額(1時間あたり)
アスレチックルーム	137	120

※ 条例では、施設ごとの1時間当たりの利用料金の上限額を定めることとし、効果的で効率的な運用を図ることを目的に利用単位の設定は、指定管理者の裁量とする。

※ 1時間当たりの利用料金は1回当たりの利用料金の額を3（1利用単位の時間数）で除して算出した。

(4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務する者
- ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務する者



改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務する者

1.4 総合体育館

(1) 施設利用状況

・貸館施設

稼働率	47.01%
-----	--------

・個人利用施設

稼働率	32.17%
-----	--------

(2) 行政コスト等

・貸館施設

区分	部屋面積 a	貸館部分面積 A	貸出面積合計 B	割合 C(=A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(=D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間使用可能時間 H	1㎡1時間当りコスト I(=G÷A÷H)	負担割合 J	1時間当り算定額 I×J×a	1時間当り利用料金
メインアリーナ	1,644.54	3,419.11	4,318.51	79.17%	1,810,000	113,875,792	115,685,792	91,588,442	4,858	5.514042	50%	4,534.03	4,530
サブアリーナ	687.44											1,895.29	1,890
柔道場	257.13											708.91	700
剣道場	257.13											708.91	700
柔剣道場	柔道場+剣道場												1,400
弓道場	179.07											493.70	490
軽スポーツ室	297.36											819.83	810
研修室	40.04											110.39	110
会議室	56.40											155.50	150
研修会議室	研修室+会議室												260

・個人利用施設

区分	部屋面積 a	合計 A	貸出面積合計 B	割合 C(=A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(=D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間個人利用者数 h	合計 H	利用者割合 I(=h÷H)	年間利用定員 J	負担割合 K	1回当り算定額 G×I÷J×K	1回当り利用料金
トレーニング室	176.44	899.40	4,318.51	20.83%	1,810,000	113,875,792	115,685,792	24,097,350	34,739	35,873	96.84%	56,677	100%	411.73	410
ランニングコース	722.96								1,134		3.16%			48,580	15.68

※ 個人利用施設については、年間利用定員の割合に応じた利用者の負担額を算定するため、区分行政コスト×利用者割合÷年間利用定員×利用者負担割合で算出した。

※ 年間利用定員は、施設ごとの定員×年間使用可能時間÷施設ごとの利用区分の時間数で算出した。

※ トレーニング室とランニングコース以外の個人利用施設については、貸館施設と重複することから個人利用施設としての見直しから除外した。

(3) 利用料金

・貸館施設

施設名/区分	1時間当り 利用料金	施設名/区分	1時間当り 利用料金	施設名/区分	1時間当り 利用料金	施設名/区分	1時間当り 利用料金
メインアリーナ	アマチュア利用	3,700	サブアリーナ	その他 平日	3,700	柔剣道場	1,026
	改正金額	4,530		改正金額	3,780		改正金額
	その他 平日	7,404		その他 休日	5,553	弓道場	513
	改正金額	9,060		改正金額	5,670	改正金額	490
	その他 休日	11,106	柔道場	513	軽スポーツ室	513	
改正金額	13,590	改正金額	700	改正金額	760	研修室	153
サブアリーナ	アマチュア利用	1,850	剣道場	513	改正金額		110
改正金額	1,890	改正金額	700	会議室	204		
				改正金額	150	研修会議室	342
				改正金額	260		

※ 条例では、施設ごとの1時間当たりの利用料金の上限を定めることとし、効果的で効率的な運用を図ることを目的に利用単位の設定は、指定管理者の裁量とする。

※ 現行の1時間当たりの利用料金は、現行の全日料金を1.4（午前+午後+夜間の利用時間）で除して算定した。

※ メインアリーナ及びサブアリーナのアマチュア以外が利用する場合の料金は、現行と同様にアマチュア利用の料金を「平日は2倍」、「休日等は3倍」した料金とした。

※ 改正金額は、現行の2.5%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された利用料金。

・個人利用施設

区分	1時間当り利用料金(現行)	改正金額(1時間当り)
トレーニング室	137	130
ランニングコース(大人)	50	100
ランニングコース(小人)	25	50
メイアリーナ等(大人)	150	150
メイアリーナ等(小人)	75	70
柔道場等(大人)	100	100
柔道場等(小人)	50	50

※ 条例では、施設ごとの1時間当たりの利用料金の上限額を定めることとし、効果的で効率的な運用を図ることを目的に利用区分の設定は、指定管理者の裁量とする。

※ トレーニング室の1時間当たりの利用料金は1回当たりの利用料金の額を3(1利用区分の時間数)で除して算出した。

※ ランニングコースの大人の利用料金は、下限である100円とし、小人の利用料金は現行と同様に大人の半額とした。

※ トレーニング室とランニングコース以外の個人利用施設の1時間当り現行利用料金は、現行の利用料金を1時間に案分して算出した。

(4) 市外料金

現行

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務し、又は通学する者
- ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者



改正後

市外割増率	100%	変更なし
-------	------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務し、又は通学する者

1.5 学校運動場夜間照明施設

(1) 施設利用状況

稼働率	66.64%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト D(=B+C)	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	利用者負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×A	1時間当り使用料額
広沢小	7,160.00	603,333	354,394	957,727	434	0.308205	50%	1,103.37	1,100

(3) 使用料

施設名	使用料
広沢小学校運動場夜間照明施設	1回につき 1,850
改正金額	1回(2時間)につき 2,200

(4) 市外料金

現行

なし(市内利用者のみ) ⇨

改正後

変更なし

1 6 運動場

(1) 施設利用状況

・野球場

稼働率	39.77%
-----	--------

・庭球場

稼働率	73.53%
-----	--------

・会議室

稼働率	6.26%
-----	-------

(2) 行政コスト等

区分	施設面積 A	貸出面積合計 B	割合 C(=A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(=D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間使用可能時間 H	1㎡1時間当りコスト I(=G÷A÷H)	負担割合 J	1時間当り算定額 I×J×A	1時間当り使用料額
野球場	3,302.33	6,027.96	54.78%	1,206,666	24,151,626	25,358,292	13,891,272	2,464	1.707186	50%	2,818.85	2,810

区分	施設面積 A	貸出面積合計 B	割合 C(=A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(=D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間使用可能時間 H	面数 I	1㎡1時間当りコスト J(=G÷A÷H÷I)	負担割合 K	1時間当り算定額 J×K×A	1時間当り使用料額
庭球場	2,594.00	6,027.96	43.03%	1,206,666	24,151,626	25,358,292	10,911,673	3,696	4	0.284531	100%	738.07	730

区分	部屋面積 a	合計 A	貸出面積合計 B	割合 C(=A÷B)	人件費 D	維持管理費 E	行政コスト F(=D+E)	区分行政コスト G(=F×C)	年間使用可能時間 H	1㎡1時間当りコスト I(=G÷A÷H)	負担割合 J	1時間当り算定額 I×J×a	1時間当り使用料額
会議室(A)	87.75	131.63	6,027.96	2.19%	1,206,666	24,151,626	25,358,292	555,347	3,696	1.141504	100%	100.17	100
会議室(B)	43.88											50.09	50

※ 会議室(B)の1時間当たりの使用料額は、使用単位が2時間のため、算定された使用料の下限を100円とする規定を適用しない。

(3) 使用料

種別	区分	使用単位	使用料
野球場	1面	2時間	3,080
		改正金額	3,850
庭球場	1面	2時間	1,430
		改正金額	1,460
会議室(A)	1室	2時間	200
		改正金額	200
会議室(B)	1室	2時間	100
		改正金額	100
会議室(A・B)	1室	2時間	300
		改正金額	300

会議室A+B

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。

(4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務し、又は通学する者
- ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者



改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。

- ・市内に勤務し、又は通学する者

1 7 武道館

(1) 施設利用状況

稼働率	43.60%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト D(=B+C)	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	利用者負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×A	1時間当り使用料額
武道館	156.00	603,333	398,615	1,001,948	3,593	1.787571	50%	139.43	130

(3) 使用料

	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時
・改正金額	300	410	300
	390	520	390

(4) 市外料金

現行  
 なし（市内利用者のみ）  $\implies$  改正後  
 変更なし

1 8 坂下庭球場

(1) 施設利用状況

稼働率	39.22%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト D(=B+C)	年間使用可能時間 E	面数 F	1㎡1時間当りコスト G(=D÷A÷E÷F)	利用者負担割合 H	1時間当り算定額 G×H×A	1時間当り使用料額
坂下庭球場	2,211.99	603,333	3,425,995	4,029,328	2,022	3	0.300294	100%	664.25	660

(3) 使用料

種別	区分	使用単位	使用料
庭球場	1面	2時間	820
		改正金額	1,020

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。  
 ただし、坂下庭球場については、近隣市の同施設の使用料と比較して高額となることから、本来50%の増額の上限率を25%とした。

(4) 市外料金

現行 市外割増率	50%
-------------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。  
 ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。  
 ・市内に勤務し、又は通学する者  
 ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者



改正後 市外割増率	100%
--------------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。  
 ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。  
 ・市内に勤務し、又は通学する者

19 中央公民館

(1) 施設利用状況

稼働率	46.36%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	3館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	3館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
会議室 1	149.75	1,274.82	2,444.09	8,524,333	25,464,767	33,989,100	71,648,206	3,952	7.417733	50%	555.40	550
会議室 2	33.02										122.47	120
会議室 3	31.10										115.35	110
講義室 1	39.88										147.91	140
講義室 2	39.88										147.91	140
美術工作室	82.68										306.65	300
視聴覚室	149.33										553.85	550
音楽室	86.24										319.85	310
和室	82.64										306.50	300
調理実習室	80.13										297.19	290
体育室	500.17	1,855.06	920									

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、公民館は、3施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

※ 体育室については、前回の見直しと同様に、1時間当たりの算定額の1/2を上限とした。

(3) 使用料

施設名/区分	区分 利用時間	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
会議室 1	/	1,540	1,020	1,020	2,050	5,630
	改正金額	1,650	1,100	1,100	2,200	6,050
会議室 2	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	360	240	240	480	1,320
会議室 3	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	330	220	220	440	1,210
講義室 1	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	420	280	280	560	1,540
講義室 2	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	420	280	280	560	1,540
美術工作室	/	610	410	410	820	2,250
	改正金額	900	600	600	1,200	3,300
視聴覚室	/	1,540	1,020	1,020	2,050	5,630
	改正金額	1,650	1,100	1,100	2,200	6,050
音楽室	/	920	610	610	1,230	3,370
	改正金額	930	620	620	1,240	3,410
和室	/	610	410	410	820	2,250
	改正金額	900	600	600	1,200	3,300

調理実習室	／	610	410	410	820	2,250
	改正金額	870	580	580	1,160	3,190
体育室	／	2,460	1,640	1,640	3,290	9,030
	改正金額	2,760	1,840	1,840	3,680	10,120

※ 全日の使用料は、午前、午後1、午後2及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

#### (4) 市外料金

現行

市外割増率	50%
-------	-----

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

- ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。
- ・市内に勤務し、又は通学する者
  - ・朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者



改正後

市外割増率	100%
-------	------

市外居住者が使用し、又は市民以外を主たる対象として使用する場合に適用する。

- ただし、次の者が利用する場合は、適用しない。
- ・市内に勤務し、又は通学する者



20 坂下公民館

(1) 施設利用状況

稼働率	20.46%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	3館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	3館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
和室	33.00	355.00	2,444.09	9,027,666	9,659,453	18,687,119	71,648,206	3,952	7.417733	50%	122.39	120
会議室1	42.00										155.77	150
調理実習室	27.00										100.14	100
講堂	113.00										419.10	410
会議室2	33.00										122.39	120
会議室3	37.00										137.23	130
視聴覚室	70.00										259.62	250

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、公民館は、3施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

(3) 使用料

施設名/区分		区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		利用時間	9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
本館	和室	/	300	200	200	410	1,110
		改正金額	360	240	240	480	1,320
	会議室1	/	300	200	200	410	1,110
		改正金額	450	300	300	600	1,650
	調理実習室	/	300	200	200	410	1,110
		改正金額	300	200	200	400	1,100
講堂	/	1,230	820	820	1,640	4,510	
	改正金額	1,230	820	820	1,640	4,510	
別館	会議室2	/	300	200	200	410	1,110
		改正金額	360	240	240	480	1,320
	会議室3	/	300	200	200	410	1,110
		改正金額	390	260	260	520	1,430
	視聴覚室	/	610	410	410	820	2,250
		改正金額	750	500	500	1,000	2,750

※ 全日の使用料は、午前、午後1、午後2及び夜間の使用料の合計額とし、現行の2.5%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外料金 中央公民館と同じ

2 1 南公民館

(1) 施設利用状況

稼働率	34.31%
-----	--------

(2) 行政コスト等

区分	部屋面積 a	貸出面積合計	3館貸出面積合計 A	人件費 B	維持管理費 C	行政コスト (B+C)	3館行政コスト合計 D	年間使用可能時間 E	1㎡1時間当りコスト F(=D÷A÷E)	負担割合 G	1時間当り算定額 F×G×a	1時間当り使用料額
和室1	38.63	814.27	2,444.09	6,611,000	12,360,987	18,971,987	71,648,206	3,952	7.417733	50%	143.27	140
和室2	50.79										188.37	180
会議室	77.25										286.51	280
視聴覚室	68.48										253.98	250
調理実習室	61.65										228.65	220
美術工作室	49.47										183.48	180
体育館兼講堂	468.00										1,735.75	860

※ 同種の施設については、施設ごとの行政コストは異なるが、設置目的・機能は同じであるため単価等を統一する。よって、公民館は、3施設合計の面積・コストから算出した1㎡1時間当りコストを使用し、各部屋の使用料を算出する。

※ 体育館兼講堂については、前回の見直しと同様に、1時間当たりの算定額の1/2を上限とした。

(3) 使用料

施設名/区分	区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	利用時間	9時～12時	13時～15時	15時15分～17時15分	17時30分～21時30分	9時～21時30分
和室1	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	420	280	280	560	1,540
和室2	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	450	300	300	610	1,660
会議室	/	610	410	410	820	2,250
	改正金額	840	560	560	1,120	3,080
視聴覚室	/	610	410	410	820	2,250
	改正金額	750	500	500	1,000	2,750
調理実習室	/	610	410	410	820	2,250
	改正金額	660	440	440	880	2,420
美術工作室	/	300	200	200	410	1,110
	改正金額	450	300	300	610	1,660
体育室兼講堂	/	2,050	1,330	1,330	3,290	8,000
	改正金額	2,560	1,660	1,660	3,440	9,320

※ 改正金額は、現行の25%増（現行200円以上1000円未満は50%増、200円未満は100%増）を上限とし、**太枠のもの**が適用された使用料。ただし、全日の使用料は、午前、午後1、午後2及び夜間の使用料の合計額とし、現行の25%増を上限とする規定は適用しない。

(4) 市外科金 中央公民館と同じ

## 行政コスト・使用料等収入一覧

(単位：円)

	施設名	開設年度	人件費 (A)	維持管理費 (B)	行政コスト C (= A + B)	使用料等収入 (利用者負担)(D)	差引(税負担) E (= C - D)	使用料等負担割合 F (= D ÷ C)	市民1人当り負担額 G (= E ÷ 人口)
1	市民文化センター	H4	3,020,000	252,422,103	255,442,103	32,615,129	222,826,974	12.77%	2,809
2	地域福祉センター	H17	1,206,666	20,594,998	21,801,664	45,280	21,756,384	0.21%	274
3	白子宿地域センター	S56	623,333	2,844,740	3,468,073	7,200	3,460,873	0.21%	44
4	新倉北地域センター	H9	623,333	4,123,336	4,746,669	77,900	4,668,769	1.64%	59
5	本町地域センター	H10	623,333	6,209,813	6,833,146	140,250	6,692,896	2.05%	84
6	南地域センター	H19	623,333	4,562,995	5,186,328	4,800	5,181,528	0.09%	65
7	向山地域センター	H20	623,333	4,776,011	5,399,344	12,300	5,387,044	0.23%	68
8	城山地域センター	H21	623,333	2,184,071	2,807,404	24,600	2,782,804	0.88%	35
9	吹上コミュニティセンター	S57	623,333	7,175,345	7,798,678	295,500	7,503,178	3.79%	95
10	牛房コミュニティセンター	S59	623,333	6,378,539	7,001,872	33,500	6,968,372	0.48%	88
11	新倉コミュニティセンター	S58	623,333	6,142,485	6,765,818	113,200	6,652,618	1.67%	84
12	白子コミュニティセンター	H9	623,333	8,253,555	8,876,888	53,850	8,823,038	0.61%	111
13	勤労福祉センター	H4	2,413,333	49,100,861	51,514,194	9,806,141	41,708,053	19.04%	526
14	総合体育館	H19	1,810,000	113,875,792	115,685,792	39,031,335	76,654,457	33.74%	966
15	学校運動場夜間照明施設	S60	603,333	354,394	957,727	243,350	714,377	25.41%	9
16	運動場	S62	1,206,666	24,151,626	25,358,292	7,241,650	18,116,642	28.56%	228
17	武道館	S49	603,333	398,615	1,001,948	109,990	891,958	10.98%	11
18	坂下庭球場	S59	603,333	3,425,995	4,029,328	822,200	3,207,128	20.41%	40
19	中央公民館	H7	8,524,333	25,464,767	33,989,100	1,572,530	32,416,570	4.63%	409
20	坂下公民館	S49	9,027,666	9,659,453	18,687,119	400,740	18,286,379	2.14%	230
21	南公民館	S58	6,611,000	12,360,987	18,971,987	691,620	18,280,367	3.65%	230

※ 行政コストは、基本方針で定めた内容により算出した金額を計上している。

※ 使用料等収入は、平成25年度決算額で計上した。

※ 市民文化センター、勤労福祉センター及び総合体育館は、利用料金制により指定管理者の収入となるため、利用料金の全額が行政コストに充当されるものではない。

※ 人口は、79,338人(平成26年4月1日現在)とした。